

2024年2月15日13:30～
自治労会館6階ホール
(ウェブ併用)

2024年度 自治労出身地方連合会専従者会議

議 事 次 第

開 会

石上委員長あいさつ

【協議・報告事項】

- I 能登半島地震に関連する自治労の対応について …… 伊藤書記長
- II 第27回参議院選挙闘争の推進について …… 山崎副委員長
- III この間の政治的課題に関する自治労の考え方に …… 各担当役員
ついて

<意見交換>

—休憩—

【各地方連合会からの報告】

閉 会

(資料) 自治労出身地方連合会役員名簿

目 次

I 能登半島地震に関連する自治労の対応について

- 「能登半島地震」に対する自治労委員長メッセージ（1月10日）…………… P 1
- 石上委員長と松本総務大臣との会談（1月11日）…………… P 2
- 能登半島地震に対する取り組み（第165回中央委員会議案より抜粋）…………… P 3

II 第27回参議院選挙闘争の推進について…………… P 6

III この間の政治的課題に関する自治労の考え方について

- 岸田政権による減税政策についての考え方（11月27日）…………… P24
- 2023年度補正予算の成立に関する談話（11月30日）…………… P25
- 自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる問題に関する自治労見解（12月19日） P27
- 労働協約の地域的拡張適用に関する福岡県知事決定についての談話（1月5日） P28
- 2024年度政府予算案・地方財政対策に関する談話（1月5日）…………… P29
- 辺野古新基地建設のための大浦湾岸海域における工事着手に対する書記長談話
（1月10日）…………… P32
- 2024年度介護報酬改定に関する談話（1月26日）…………… P34

<附属資料>

- 自治労出身地方連合会役員名簿…………… P35

「能登半島地震」に対する自治労委員長メッセージ

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

1月1日、石川県能登地方において震度7（マグニチュード7.6）を観測した「能登半島地震」が発生、大津波警報も発令され、観測計トラブルにより記録は残っていないものの、浸水の状況等から、専門家の分析では、実際には地震発生から数分後には最大4メートル程度の高さの津波が到達した可能性があるとする。

津波や地割れ、土砂崩れ、液状化現象などによって、道路や鉄道、水道、電気などインフラの寸断、多数の家屋が倒壊、大規模火災も発生するなど、被害は、石川県能登地方を中心に、富山県、新潟県など広域に及んでいる。とくに被害が甚大であった石川県では、多くの人命が失われ、1月10日現在、200人を超える死者が確認されており、現在も安否確認が進められている。

地震被害により亡くなられた方々に改めて深く哀悼の意を表するとともに、負傷された方々、住まいを失った方々に心からお見舞いを申し上げる。

地震発生から10日が経過しようとしているが、強い余震が断続的に発生しており、今もなお、多くの住民が避難所での生活を余儀なくされ、厳しい寒さの中で、不安な日々を送っている。半島という地理的制約から搬入や救援ルートが限られ、国道249号をはじめとする能登半島の幹線道路の寸断により、本格的なインフラ復旧が進まず、孤立状態にある地区が多く存在するなど、物資支援や人的支援を遅らせるジレンマを抱えている。

このような厳しい状況の中、自ら被災しながらも、人命の救援や避難所運営、インフラ復旧のため、昼夜を問わず、懸命に災害支援業務にあたっている現地の組合員・職員の皆さんに対し、全国の仲間を代表して、心から感謝し、深く敬意を表するものである。

現在、全国の自治体から、さまざまな行政支援が行われるなど、支援の輪が広がりつつあるが、本格的な復旧には程遠く、被害の状況からしても、住民が日常生活を取り戻すまでには、息の長い支援が求められる。

自治労としては、能登半島地震対策本部を立ち上げ、1月5日より被災者支援の「災害特別カンパ」を開始した。今後は、被災した県本部との連携強化のもと、ヒアリング等も行いながら、総務省をはじめとする関係省庁、政党に対して、復旧・復興に向けた現場の声を届けるとともに、被災地の組合員・職員を支える施策について要請を行うなど、被災地の一日も早い復旧・復興をめざして取り組みを進めていく。

以上

石上委員長と松本総務大臣との会談（概要）

1月11日12時から、石上委員長が松本総務大臣と会談し、「能登半島地震」に対する支援と現場で奮闘する組合員を支える観点から、以下の通り要請を行った。

冒頭、石上委員長が、「能登半島地震の発生から現在に至るまで、松本大臣を先頭に対応されていることに敬意を表す。自治労は能登半島地震対策本部を立ち上げ、被害の大きかった県本部に対するヒアリング等を実施するとともに、災害特別カンパにも取り組んでいるところである。一方で、現地の組合員は自らも被災しながら、人命救助や避難所運営、ライフライン復旧など、昼夜問わず懸命に業務にあたっているが、厳しい現場実態が報告されている。ついては、本日段階では、とくに被災自治体および職員への対応に限って申し上げたい」と述べ、次の通り要望した。

- ① 通常業務に加えて長時間労働が想定されることから、的確な勤務時間の記録のもと労働安全衛生面の手立てを講じること。また、労災防止の観点から積極的な対応を行うこと。
- ② 被災自治体において、職員の勤務実態に見合った適切な超過勤務手当支給も含め、災害対応・復旧業務に対する財源確保など、必要な措置を講じること。
- ③ 被災自治体の職員にかかる惨事ストレスへの対応のため、保健師等の専門職員派遣によるメンタルケア対策を実施すること。
- ④ 被災自治体にかかる調査・照会業務など各府省と連携し、通常業務の軽減措置をはかること。加えて、申告業務、課税業務をはじめとする延期可能な業務の対策を講じること。
- ⑤ 被災自治体の被害規模と体制を明らかにした支援体制の構築並びに中長期的展望にたった人的支援を行うこと。

その後、被災自治体の現状等について意見交換を行った。

最後に石上委員長から、「この間、自治労各県本部からも必要な支援に取り組むとの決意が報告されており、引き続き、地域公共サービスを担う労働組合として出来る対応を行っていきたいと考えている。総務省にも、引き続き、被災者と自治体への支援は当然ながら、現場実態を踏まえ、現場で奮闘する組合員・職員を支える施策を実施いただきたい。また、今後も適宜、事務レベルも含め自治労との意見交換・情報共有などをお願いしたい」と強く要請し、会談を終えた。

第2号議案「当面の闘争方針」より抜粋

2. 能登半島地震に対する取り組み

【被災の状況と課題】

1. 1月1日、石川県能登地方において最大震度7（マグニチュード7.6）を観測した「能登半島地震」が発生しました。大津波警報も発令され、観測計トラブルにより記録は残っていませんが、浸水の状況等から、実際には地震発生から数分後には最大4メートル程度の高さの津波が到達した可能性があるとされています。
津波や地割れ、土砂崩れ、液状化現象などによって、道路や鉄道、水道、電気などインフラの寸断、多数の家屋の倒壊、大規模火災も発生するなど、被害は、石川県能登地方を中心に、富山県、新潟県など広域に及び、とくに被害が甚大であった石川県では、200人を超える多くの人命が失われました。
2. 地震発生から間もなく1ヵ月が経過しようとしています。余震が断続的に発生しています。地震被害による孤立集落も徐々に解消にむかい、災害関連死を防ぐ観点から2次避難所等への移動も少しずつ進んでいるものの、厳しい寒さの中で、今もなお、多くの住民が1次避難所での生活を余儀なくされています。奥能登は半島という地理的制約から搬入や救援ルートが限られ、国道249号をはじめとする能登半島の幹線道路の寸断などもあって、水道をはじめ本格的なインフラ復旧には至っておらず、物資支援や人的支援を遅らせるジレンマを抱えています。
3. このような厳しい状況の中、自ら被災

しながらも、人命の救援や避難所運営、インフラ復旧のため、昼夜を問わず、現地の組合員・職員は懸命に災害支援業務にあたっています。現在、全国の自治体から、さまざまな行政支援が行われるなど、支援の輪が広がりつつありますが、現状は本格的な復旧には程遠い状況にあり、被害の状況からしても、住民が日常生活を取り戻すまでには、息の長い支援が求められます。一方、発災当初から業務にあたってきた現地職員の疲労はピークに達しており、継続的な行政支援などの人的支援に加えて、今後は職員に対する精神的なケア等も課題となってきます。

【復旧にむけた当面の取り組み】

4. 自治労本部は1月5日に、能登半島地震対策本部（本部長：石上委員長）を立ち上げました。組合員、単組の被災状況や今後の課題等を把握するため、石川県本部（1月12日）、富山県本部（1月9日）、新潟県本部（1月14日）へのヒアリングを行いました。
1月11日には、石上委員長が松本総務大臣と会談を行い、被災自治体と被災者の支援とともに、現場で奮闘する職員・組合員を支える観点から、①労働安全衛生、労働災害防止の観点を踏まえた対応、②惨事ストレス等の対応などメンタルケア対策の実施、③支援体制の構築、中長期的視点にたった人的支援、④必要な財政措置、⑤各府省と連携した通常業務軽

減への対策、などについて要望しました。

5. 引き続き、被災した県本部との連携強化のもと、ヒアリング等も随時行いながら、総務省をはじめ関係省庁、政党などに対して、復旧・復興にむけた現場組合員の声を届けるとともに、被災地の職員を支える施策について要請を行います。同時に、被災状況を確認しながら、ライフラインや各種行政サービスの早期復旧、また避難所の円滑な運営など、復興にむけた必要な物資あるいは人的・財政的な課題を把握し、関係省庁、政党対策等を進めます。
6. 自治労は組合員をはじめとする被災者支援を目的として「災害特別カンパ」（集約＝1次：2月9日、2次：2月22日、3次：3月8日）に取り組みます（発文／1月5日：自治労発2024第6号）。カンパについては、被災した県本部や単組への支援金のほか、被災地でのボランティア支援活動や、連合が実施する緊急カンパなどへの拠出が想定されますが、過去の災害特別カンパにおける実績も参考としつつ、具体の拠出先および配分は、集約後、中央執行委員会で決定します。また、カンパ集約や支援活動の展開など全体的な状況を見定めつつ、必要に応じて、2024年度補正予算案を編成し、第166回中央委員会にて承認を求めます。
7. 被災県本部へのヒアリングを踏まえ、とくに被害が大きい石川県、富山県でのボランティア支援活動を展開します。ライフライン復旧の見通しが立ちつつある富山県氷見市での支援活動を、県内単組への協力要請により1月18日より先行し

て実施します。石川県における支援活動については、石川県本部との調整が整い次第、各県本部への具体的な協力要請を行います。

【能登半島地震被災地での勤務労働条件・安全衛生の確保にむけた取り組み】

8. 能登半島地震の被災自治体の職員は、通常業務に震災対応が加わったことによる長時間、連続勤務などの過重労働、また、メンタルヘルス、感染症および石綿曝露など、さまざまな課題に直面しています。また、行政支援のため全国各地から多くの自治体職員が被災地に派遣されていることを踏まえ、以下の取り組みを行います。
 - ① 本部は、安全衛生対策について、総務省や地方公務員災害補償基金などの関係機関への働きかけを強化します。
 - ② 単組は、避難所対応業務など昼夜を問わず業務にあたる必要があることから、勤務時間や業務内容の実態を把握し、交代で休暇を取得できるよう求めるとともに、次の勤務までの勤務間インターバルの確保にむけて取り組みます。
 - ③ 単組は、災害対応業務にかかる超過勤務手当・特殊勤務手当等の全額支給を求めます。
 - ④ 単組は、被災地での活動において、石綿曝露の危険性があることから、当局に対して曝露防止対策を徹底するよう求めます。
 - ⑤ 県本部・単組は、本部作成の「惨事ストレスとメンタルケア 災害支

援参加のあなたへ 必読書」「災害
対応職員 1000時間後のあなたへ
現実への帰還のために 必読書」を
活用し、組合員のメンタルヘルス対
策を行います。

- ⑥ 単組は、能登半島地震に関わって、
ア) 自治体からの要請に基づく支援
活動については職務命令（公務出張）
による取り扱いとすること、イ) 自
主的な支援を希望する職員について
はボランティア休暇等の対応を求め
て取り組みます。
- ⑦ 県本部は、被災自治体で災害対応

にあたる職員および行政支援に伴い
被災地の災害対応業務にあたる職員
の適切な勤務労働条件、安全衛生の
確保にむけ、単組における交渉実施
を促進し、交渉状況を把握するとと
もに、必要な助言・指導を行います。

【被災組合員の生活再建の取り組み】

- 9. 本部は、被災した組合員とその家族が
一日でも早く生活再建するために、申請
手続きの簡素化や事務軽減などにより、
迅速に共済金・見舞金が支払われるよう
自治労共済推進本部に要請します。

V 第27回参議院選挙闘争の推進について

I 情 勢

1. 第212回臨時国会では補正予算が成立したものの、臨時国会終盤から、自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる問題など「政治とカネ」の問題が立て続けに明らかになり、閉会後には、裏金問題による安倍派4閣僚らの交代、東京地検特捜部による安倍派と二階派の事務所への家宅捜索、安倍派に所属する議員の逮捕など、この問題は、底なしの様相を呈しています。
2. 岸田政権は、裏金問題が直撃した政権の立て直しに努めようとしていますが、報道各社の世論調査では内閣支持率が相次ぎ最低を更新し、肝心の疑惑対応で指導力を発揮できずに後手の印象を与えており、政権浮揚への糸口はつかめていません。一部報道によれば、首相周辺は政治への信頼回復、今春闘での賃上げや所得税減税をてこにしたデフレ脱却を実現させ、支持率回復をはかって秋の自民党総裁選での再選をめざす戦略を描いていますが、内閣支持率は2割前後と「危険水域」に落ち込み、2024年度予算成立後の退陣論もささやかれています。
3. 一方、自治労においては、賃金・労働条件、ジェンダー平等、人権や平和を守る取り組みをはじめとした、組合員の日々の生活に密接した課題が山積しています。今後、春闘、新規採用者や再任用者・役職定年者の組合加入、人員確保、現業・公企統一闘争などのオルグや普段の組合活動にあわせて、組合員に政治闘争の必要性を理解させ、支援の輪を広げていかなければなりません。2023年4月の参議院総務委員会での「岸まきこ」の質疑により、会計年度任用職員の勤勉手当について法改正を実現したことも含め、さまざまな課題が政治の影響を大きく受けることから、組織内議員の存在は大変重要であることはいうまでもありません。
4. そのような状況の中で、現職を擁立する他産別は、早くから参議院比例代表選挙への擁立決定を行い、取り組みを進めています。私たちも2023年8月の定期大会で現職の「岸まきこ」を擁立決定しましたが、2期目の挑戦は新人の時とは違って、国会用務が優先で、単組・職場回りになかなか時間が取れません。参議院選挙まで残り1年半ですが、「岸まきこ」本人が対面で、組合員と接することができるのは、わずかしかなりません。本部一県本部一単組の役職員が一丸となって、あらゆるオルグの機会を捉えて、「岸まきこ」に成り代わって、名前を周知・浸透・定着していく取り組みを進めていきましょう。

Ⅱ 具体的取り組み

1. 「岸まきこ」 県本部・単組推薦

- (1) 「岸まきこ」の取り組みの基本は、組合員が議論し、組合として決定したことを組合員に徹底していく「組合の組織運営」です。まずは、単組における「岸まきこ」の推薦を早急に進めます。
- (2) 未推薦の県本部については、直近の機関会議で推薦決定を行います。また、単組においては、可能な限り早く推薦決定を行うよう要請します。
- (3) 都道府県職、県都・政令市・特別区職といった組合員数の多い単組については、とくに、より組合員に近い小さな組織単位での取り組みが重要であることから、支部、分会単位での推薦に取り組むこととします。
- (4) 各単組・支部の「推薦状」ならびに「推薦決定通知書」がある場合は、各単組・支部に「岸まきこ」からの推薦御礼を発出しますので、「推薦状」等を本部選対まで必ずお送りください。

2. 「岸まきこ」の遊説計画

「岸まきこ」本人と組合員が直接会うことは、組合員が「岸まきこ」をより理解する上で効果的ですが、現職国会議員は、通常国会会期中（1月20日頃～6月20日頃）の平日の日中は、公務の日程が優先されることから、新人候補に比べて全国に訪問できる日程が限られます。一人でも多くの組合員と「岸まきこ」が直接会うことができる機会をより多くつくるため、当面、以下の対応とします。

- (1) 通常国会の開会中については、事前に平日の単組回りの日程確保が困難な状況のため、土日・祝日中心に、可能な限り、本部の会議や諸集会、県本部の機関会議（大会、中央委員会、単組代表者会議等）や諸集会（自治研集会、保育集会、現業・公企統一闘争決起集会等）などで、あいさつだけでなく、国政報告や決意表明等を行います。
対面の場合は、直接本人に会える貴重な機会ですので、一方通行ではなく、「岸まきこ」が組合員と双方向で意見交換できる場、「岸まきこ」に直接意見・要望を伝えられる場を計画してください。また、女性や若年層組合員、評議会・協議会等の職種別の組合員が集まる場面を設定してください。
- (2) Zoomを活用し、県本部・単組の諸会議・集会、評議会・協議会等の学習会などにウェブで参加することが可能です。とくに、国会会期中に「岸まきこ」と接点をもつ

ためには、積極的に活用いただきたいと思います。平日の時間外や、土日・祝日での対応が想定できます。開催を検討いただく場合は、「(複数の)候補日時」「内容」をあらかじめ本部選対までご連絡いただいた上で、「岸まきこ」事務所と調整の後、個別に事務所とのやり取りを行います。

- (3) 集会等については重複することが多く、必ずしもご希望に添えない場合がありますが、県本部や単組等において、「岸まきこ」が組合員とあいさつ、意見交換等ができる日程がありましたら、本部選対事務局までお知らせください。その際、組合員への印象付けの効果等を鑑み、可能な限り対面を追求しつつ、Zoomの活用もご検討ください。また、発言する時間は、冒頭だけに限らず柔軟に対応できるよう配慮をお願いします。

日程の依頼は、行き違いを防ぐためにも、口頭でのやり取りでなく、ガルーンメッセージを以下の要領で入れていただけると助かります。

<日程調整にあたって>

- (1) 送信先 渡邊武（中央本部）、橋本勇介（中央本部）、
米田由美子（中央本部）
※ 「送信先」は漏れなく必ず3人入れてください。
- (2) 標 題 【岸日程】県本部名○月○日 会議・集会・企画名
- (3) 内 容
- ・企画名称
 - ・日 付
 - ・開催時間（会議等の開催時間。開始～終了）
 - ・発言希望時間（○時○分頃から○分間）
 - ・方 法（対面か、オンラインか）
 - ・場 所（オンラインの場合もお願いします）
 - ・規 模（おおよその参加者数）
 - ・担 当 者（担当者名と連絡先）
 - ・要望事項（主に触れてほしい発言内容等）
- ※ 文書（發文、要項等）があれば添付してください。

- (4) 国会開会中であっても、組合員が「岸まきこ」「鬼木まこと」事務所を訪問する「国会見学会」を開催し、「岸まきこ」「鬼木まこと」からの国政報告や意見交換を行うことができます。県本部評議会や青年部・女性部、単組などで実施してきた実績があります。東京開催の諸集会・会議とあわせて開催の企画をお願いします。開催希望の場合は、「(3つ程度の)候補日時」「人数」をあらかじめ本部選対までご連絡いただいた上で、「岸まきこ」事務所と調整の後、個別に事務所とのやり取りを行い

ます。

※ もちろん、国会閉会中の国会見学も可能です。

なお、「国会見学会」の例として、「組織内議員との意見交換＋写真撮影＋休憩＋移動」を2時間、「国会見学」を1時間の計3時間が想定されます。

3. 組合員本人への「岸まきこ」周知・浸透にむけた取り組み

(1) 組合員の支持を広げるために ― コアとなる仲間を増やす ―

前述の通り、「岸まきこ」は国会日程等の公務が優先され、遊説の日程が限られます。「岸まきこ」本人に会ったことがない組合員が圧倒的に多い中で、いかに「岸まきこ」を浸透させるかが取り組みのポイントになります。本人に会えない分、組合員に対しては別のアプローチが必要です。

組合員に対し、最も影響力を発揮できるのは身近な組合員や単組役員です。このため、自治労の政治闘争の必要性を理解し、さらには「岸まきこ」をはじめとする組織内国会議員の活動などを発信できる「コアな層」の単組役員・組合員を増やしていくことをめざします。まずは、本部・県本部の役職員それぞれが「コアなメンバー」として発信力を強化し、学習会やオルグを重ねながら支援の輪を広げていきます。これから春闘、新規採用者や再任用者の組合加入、人員確保、現業・公企統一闘争などのオルグにあわせて、「岸まきこ」という名前を刷り込む取り組みを重ねていきます。

そうした取り組みを広げながら、以下の組合員の支持獲得にむけた取り組みを展開します。

(2) 組合員の支持獲得にむけた取り組み ― 岸まきこ後援会加入活動 ―

① 内 容

組合員一人ひとりに「岸まきこ」を周知するため、「岸まきこ後援会」への加入活動を基本として取り組みます。ただし、県本部・単組によっては、これまでの取り組み手法を踏まえ、支持者カード（紹介者カード）等により取り組みを進めます。

いずれにおいても、単組執行部が、組合員に「岸まきこ」を周知する手法（ツール）であり、組合員に用紙の記入を求めるとき、また、加入（記入）した組合員に広報物等を届けるときなど、単組執行部が必ず組合員に直接アプローチをするための取り組みとなるよう徹底します。

ア 後援会加入活動

後援会活動は、「岸まきこ」を支援する上で、合法かつ安全な活動であり、地方公務員である組合員も、後援会に加入することは地方公務員法（第36条）に照らして問題ありません。また、地方公務員法第36条は労働組合（職員団体）には

適用されませんので、労働組合として、組合員に加入の働きかけをすることも合法です。このため、組合員に対して「岸まきこ後援会」への加入を呼びかけ、「岸まきこ」の周知と支持を求めます。

i 組合員が記載する本人情報について

組合員は、名前、住所、メールアドレス等の本人情報を記載し、後援会に加入します。住所、メールアドレスを集約することにより、後援会事務局から加入者に対して直接ニュース等を送付することもできます。

ii 取り組みの名称について

「岸まきこ後援会加入申込書」としての所定の記載事項（事務所所在地、個人情報取り扱い等）を記載した上で、後援会活動の一環として、取り組みの名称を決めることが可能ですが、前回の「鬼木」選挙の取り組みを参考に、今回は「岸まきこ後援会」「岸まきこサポーター」「岸まきこ応援団」の3つから県本部に名称を選択していただく形にしたいと考えています。ただし、加入者に対して発信する郵送物やメールの差出人は、「岸まきこ後援会」名義となります。

イ 支持者カード（紹介者カード）

これまでの県本部・単組の手法として、後援会活動ではなく、支持者カード（紹介者カード）を主に取り組む場合があります。こうした経緯を踏まえ、県本部・単組によっては、支持者カード（紹介者カード）により取り組みを進めてください。なお、本部として提起する支持者拡大のための紹介者活動は、6.に記載の通り後日別途提起します。

② 目 標 全組合員の後援会加入。または、支持者カードの本人署名。

③ 実施期間 2024年2月～10月めど

④ 本部報告 第一次集約 6月14日（金）

第二次集約 7月12日（金）

第三次集約 8月9日（金）

※ 以降の集約日、集約方法等については、後日別途お知らせします。

※ 後援会入会者で、住所、メールアドレスを集約し、後援会事務局から直接ニュース等を送付する際の事務手順は、別途本部選対からお知らせします。

(3) 組合員に「3回声をかける」

① 内 容

ア 単組執行部は、後援会に加入した（支持者カードを記入した）組合員の「岸まきこ」の浸透にむけて、順次、面談（職場・家庭オルフ等）による“声かけ”を

行います。例えば、「岸まきこに関する活動ニュース」を直接組合員に手渡しをして、支持を訴えます。声かけは、「岸まきこ」の取り組みのみならず、日常的な組合活動の一環として組合員とのコミュニケーションをはかります。

イ 組合員に複数回の声かけをする中で、後援会の未加入者や支持者カード未記入者に対しても継続して加入・記入を呼びかけます。

② 目 標

単組における推薦決定を知らせる、「岸まきこ」を知ってもらう、後援会加入を呼びかけるといった「周知」、後援会加入者にニュースを届ける、紹介者活動に取り組んでもらう等の「浸透」、最後に「岸まきこ」の投票行動について確認する「定着」を通じて最低「3回声をかける」ことをめざします。

4. 県本部・単組での政治学習会の開催

- (1) 県本部・単組は、自治労が政治闘争に取り組む意義の共有化をはかるため、組合員を対象とした政治学習会を開催します。とくに、女性や若年層組合員・組合役員に理解を得ることを重視します。
- (2) 本部は、県本部が実施する政治学習会の支援を行います。また、学習会で活用可能な資料（ツール）を作成します。

5. 県本部・本部による単組の取り組みのバックアップ

- (1) 全体的な取り組みの推進のため、県本部は本部と連携し、単組に対するバックアップ体制を構築します。
- (2) 県本部の具体的な取り組みについては、本部と協議し、県本部や単組の活動状況を踏まえ、地域の状況に応じて検討を行い、具体的対策を確認します。
- (3) 県本部は、単組の活動状況を点検し、必要に応じて本部とオルグを実施します。

6. 支持者拡大の取り組み（紹介者活動）

上記3.の通り、支持者拡大のための紹介者活動は、県本部における進捗状況や判断により先行して取り組んでいただいても構いません。本部としては、2024年10月以降、重点的に取り組むこととします。

7. 評議会等対策

(1) 評議会・協議会・横断組織、全消協対策

- ① 「岸まきこ」の周知・浸透については、「本部－県本部－単組」のラインだけでなく、各評議会・協議会・横断組織等の連携が重要です。評議会等ごとの取り組みにより、組合員に対しては後援会加入などの取り組みが重複することとなりますが、より重層的な取り組みとするため、県本部においても、各評議会・協議会・横断組織等との連携をお願いします。
- ② 都道府県職や県都・政令市・特別区職といった組合員数の多い単組については、共闘組織などと連携しオルグを実施することとしますので、県本部においては、本部と連携した対策をお願いします。

(2) 「岸まきこ」とがんばる女性ネットワークの取り組み

- ① 女性組合員に対して、職場や日常生活における課題が、政治と密接に結びついていることを意識した取り組みを進めるため、「岸まきこ」とがんばる女性ネットワークを結成し、2期目の必勝をめざします。
- ② 「岸まきこ」とがんばる女性ネットワークについては、女性部と連携し、以下の体制で取り組みを進めます。

代 表	副中央執行委員長	木 村 ひとみ
副 代 表	書 記 次 長	榎 本 朋 子
事 務 局 長	連 帯 活 動 局 長	小 林 郁 子
事 務 局 次 長	総 合 企 画 総 務 局 長	八 巻 由 美
〃	女 性 部 長	川 辺 由 利
委 員	法 対 労 安 局 長	上 野 友 里 子
〃	強 化 拡 大 局 長	外 山 律 子
〃	政 治 局 長	佐 藤 久 美 子
〃	政 策 局 長	氷 室 佐 由 里
〃	公 営 競 技 評 議 会 議 長	石 井 英 子

- ③ 「岸まきこ」の名前の定着にむけて「ソフトボール型応援メッセージ」を活用した取り組みをはじめ、県本部・単組において、女性層の支持を拡大するための活動を展開します。
- ④ 各県本部においても、「岸まきこ」とがんばる女性ネットワークを結成し、取り組みの具体化をはかります。

- ⑤ 第1回「岸まきこ」とがんばる女性ネットワーク会議を開催します。この会議において、具体的な取り組みを提起します。

(3) 青年対策の取り組み

- ① 政治に対して関心がない、立憲民主党以外の政党を支持する等、組織内議員の必要性を感じにくい青年層を、どう取り込んでいくかが課題であり、青年層の政治に対する意識が変わってきている現状を踏まえ、対策を講じる必要があります。
- ② 本部青年部においては、「岸まきこ青年選挙対策委員会」を立ち上げ、以下の通り取り組みを進めることを確認しています。

ア 体制確立について

1月21日に「第1回岸まきこ青年選挙対策委員会」を開催し、基本的な方向性や具体的な取り組みを議論していきます。

イ 各県本部段階における取り組みの推進

具体的な取り組みは「岸まきこ青年選挙対策委員会」で議論し、決定していきますが、現在のところ以下の取り組みを軸として考えています。

- i 機関紙の発行・動画コンテンツの配信
- ii 各県本部・単組組合員むけ学習会の積極的な開催支援
- iii 青年選対役員による各県本部オルグ

また、これらの取り組みを通じて、各県本部が主体となった学習と行動につなげていきます。

8. 退職者・管理職への取り組み

(1) 退職者対策の重要性

自治労の退職者の数は、300万人ともいわれています（自治体退職者会会員は約24万人）。戦後の日本労働運動、自治労運動をけん引してきた世代である退職者は、自治労運動の最大の理解者です。「岸まきこ」の勝利にむけては、この世代の協力が不可欠であることから、2019年「岸」および2022年「鬼木」選挙での成果を踏まえ、今回の帰趨を左右する重要な取り組みと位置付け、退職者の方々への働きかけを進めます。

(2) 自治体退職者会および岸まきこ後援会幹事会の取り組み

- ① 自治体退職者会は、以下のスケジュールで当面の取り組みを進めます。
- ア 2023年9月 自治体退職者会での推薦決定（役員会）

- イ 2023年9月 自治退県本部・単会への推薦決定依頼
 - ウ 2023年11月 自治退総会での推薦の確認
 - エ 2024年3月～6月 自治退地域別学習会での「岸まきこ」の周知
- ② 2022参院選では、「鬼木まこと後援会」幹事を中心に精力的なオルグ活動を実施し、後援会加入活動を軸として支持拡大を行ってきました。「岸まきこ後援会」については、1月26日に役員会を開催し、役員体制を確立する予定です。具体的な取り組みなどが決定次第、各県本部に別途提起します。

(3) 県本部・単組における退職者対策

- ① 各県本部においては、上記(2)の取り組みについてご理解とご協力をお願いします。
- ② 県本部・単組は、退職者会に対して「岸まきこ」の推薦決定を依頼するとともに、後援会加入活動への取り組みをお願いします。また、「岸まきこ」遊説にあたっては、「岸まきこ」の県内訪問を必ず退職者会に声をかけて周知するとともに、退職者の集会・諸行動を設定するなど、「岸まきこ」本人と会えるようにご配慮ください。

(4) 管理職への取り組み

自治労組合員のOB・Gである管理職についても、「岸まきこ」の呼びかけの対象です。可能な限り、岸まきこ後援会への加入等を進めてください。

9. 自治体議員との取り組み

(1) 「岸まきこを応援する自治体議員の会」

- ① 自治体議員連合は、2024年2月2日の幹事会で「岸まきこを応援する自治体議員の会」を改めて設置し、支援の輪を広げる活動に取り組むことを確認する予定です。
- ② 自治体議員連合全国学習会が予定される2024年5月以降、同会への加入依頼を行う予定で作業を進めます。加入については、自治体議員連合の会員のみならず、準会員、自治労組織内以外の推薦・協力議員も加入できますので、各県本部の判断で、加入促進活動を進める準備を始めてください。

10. 協力産別・団体・関連企業の対策

(1) 協力産別・団体

これまでの参院選支援産別・団体の中央本部に、自治労本部から支援要請をしています。各組織の現時点の対応状況は以下の通りです。

① 中央で推薦決定いただいている産別・団体について

政労連（2023年10月2日）、全自交労連（10月15日）、NHK労連（11月6日）、全財務（11月6日）、交運労協（11月13日）、ヘルスケア労協（11月18日）、全印刷（11月21日）、部落解放同盟（12月5日）、森林労連／林野労組（12月19日）となっています。なお、地域割りについては、決まり次第、別途本部選対より連絡します。

※ NHK労連は日放労の上部組織です。

② 中央での推薦はないが、地域単位等で協力いただける団体について

全労金、労済労連、日高教、全国農団労については、中央で推薦することはありませんが、地域のつながりをお願いすることについて、各団体より了承を得ています。

全建総連についても、前回同様の対応となると想定されますが、連絡・訪問等に関する時期は、別途本部選対より連絡します。

③ 推薦依頼を進めている産別・団体について

以下の産別・団体について、それぞれ推薦依頼を行っています。先方より連絡が入りましたら、本部選対から対応についての文書を送付します。

全水道、全農林（2024年7月予定）、運輸労連（2024年1月予定）、全国競馬連合、ティグレフォーラム、全造幣、国公連合

(2) 関連企業対策

本部および各県本部において、今後対応することとします。

11. 広報関係

(1) 本部作成の広報物

本部選対・岸まきこ後援会等で作成している広報物については別紙の通りです。注文については、産別ネットの「岸まきこ教宣素材」のページに注文票のフォームがありますので、FAXにて本部選対まで送付ください。

Zoom用背景画像については、「岸まきこ教宣素材」のページに掲載されていますの

で、各自ダウンロードし、ご活用ください。

(2) 単組・県本部での広報活動

- ① コロナ禍前の2019年「岸」選挙においては、単組・県本部が作成した広報物の方が、本部作成の広報物より活用度合いが高いことが、アンケート調査等で如実に表れています。各単組・県本部は、積極的に「岸まきこ」の周知活動を進めるための広報物を作成します。
- ② 素材については、産別ネットの「岸まきこ教宣素材」のページから写真データ、イラスト素材、広告清刷等をダウンロードすることができますので、機関紙等を作成する際にご活用ください。また、掲載のない素材についても可能な限り提供しますので、直接本部選対までお問い合わせください。
- ③ 「岸まきこ」の来県時の写真を各単組・県本部の広報物に繰り返し掲載します。
- ④ 「岸まきこ教宣素材」のページのメッセージ素材のコーナーに、「岸まきこ」本人が出席できない単組や県本部等の機関会議・集会用にひな形を掲載していますので、活用してください。
- ⑤ 自治労組織内の鬼木まこと参議院議員のほか、当該県本部・単組の自治体議員や協力国会議員と一緒に掲載される広報物を追求します。
- ⑥ 各単組・県本部の機関紙等については、今後の本部の写真・イラスト等活用素材の作成の参考とするため、サンプル（2部程度）を本部選対に送付してください。

(3) ウェブを活用した広報

現在、ウェブ媒体としては、「岸まきこ公式サイト」「Facebook（友だち申請が必要です）」「X（旧Twitter）」があります。



「鬼木」選挙の時のLINEの活用状況等も振り返りながら、SNSのさらなる活用については現在検討中です。準備ができ次第、取り組みについて要請します。

なお、岸まきこの生い立ちから現職までの人となりを紹介した動画「役場職員から国会議員へ」を「岸まきこ教宣素材」のページに公開しています。今後、国会での活動（委員会質疑を中心）の動画や、場面に応じたショート動画の作成を検討していきます。



なお、「岸まきこ」のLINEスタンプを発売しています。この間、多くの方にご購入いただき、活用いただいておりますが、下記の通り注意事項がありますので、お気をつけください。



<LINEスタンプの注意事項について>

LINEストアに「プレゼントする」という既定の機能があります。本機能については、政治活動・選挙運動での利用については法的解釈が確立されていません。そのため、自治労内部での利用にあたっては、念のため「プレゼント機能は使用しない」という考え方で統一いたしますので、よろしくお願ひします。



12. 政治資金パーティーへの協力

2024年5月27日に全日本分権自治フォーラムのセミナー、2024年8月の定期大会時には岸まきこ後援会の政治資金パーティーの開催を予定しています。

13. 政治活動・選挙運動のコンプライアンス対応について

- (1) 労働組合による政治活動の進め方や地方公務員法上の制約などについて、「だれでもわかる政治活動Q&A 2023年改訂版」を活用した学習会などを設定し、意思統一をはかります。
- (2) 各県本部は単組と連携して、自治体当局や保守系議員からのクレームなどを集約し、対応が必要な事項は、本部に報告します。本部は顧問弁護士と連携して対応をはかります。

14. 取り組み体制

(1) 自治労参議院選挙闘争の推進体制について

自治労参議院選挙闘争本部を設置して、取り組みを進めています。

石 上 千 博	本 部 長 (中央執行委員長)
山 崎 幸 治	本部長代行 (副中央執行委員長)
木 村 ひとみ	副 本 部 長 (副中央執行委員長)
伊 藤 功	副 本 部 長 (書記長)
榎 本 朋 子	副 本 部 長 (書記次長)
森 下 元	事 務 局 長 (総合政治政策局長)
佐 藤 久美子	事務局次長 (政治局長)
小 林 郁 子	事務局次長 (連帯活動局長)
長 能 朋 広	事務局次長 (臨時中央執行委員)
	闘 争 委 員 (全中央執行委員)

(2) 自治労選挙対策事務所

〒102-8464

東京都千代田区六番町1 自治労会館2階

T E L : 03-3288-8212

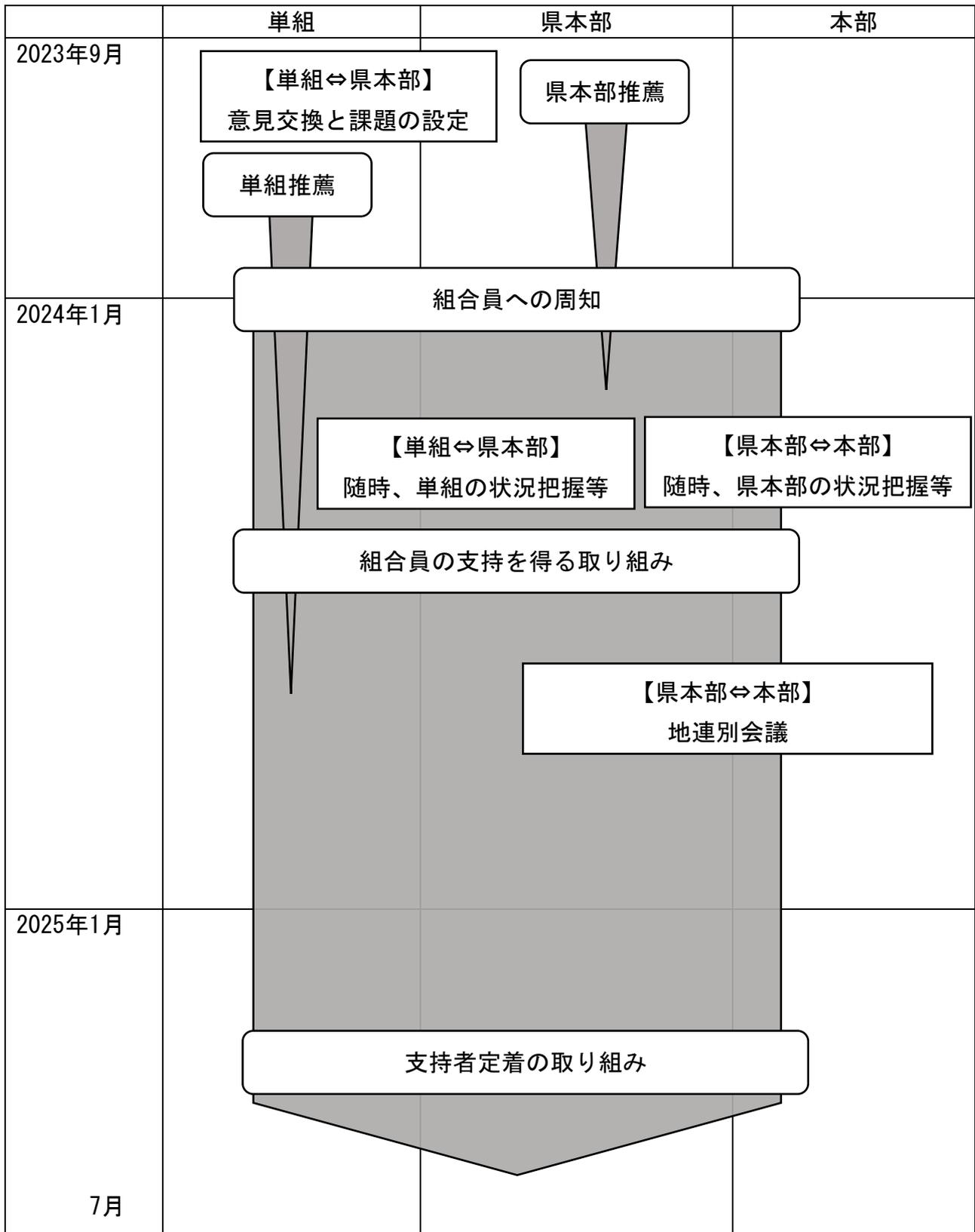
F A X : 03-3288-8216

※ 選対単独のT E LとF A Xが開通しています。

総合政治政策局ではなく、直接選対にお問い合わせください。

以 上

【参考】全体の取り組みスケジュール（イメージ） ※2024年度第1回県代会議議案再掲



※本部は随時、県本部代表者会議や担当者会議で方針提起や取り組みの共有を行う。



「岸まきこ」

とともに

私たちの政策要求を 実現しよう!

自治労は第97回定期大会で、2025年7月に行われる第27回参議院選挙全国比例区に、「岸まきこ」参議院議員を自治労組織内候補として擁立することを決定しました。

自治労の政策実現の先頭に立ってもらうため、あなたも「岸まきこ後援会」の輪に加わって、ともに声をあげていきましょう。

「岸まきこ後援会」の
輪に加わろう!



声を力に、
一步前へ



岸まきこの6つの政策

- 全世代対応の社会保障制度を
- 格差のない持続可能な社会を
- ジェンダー平等社会の実現を
- 地域密着の公共サービスを
- 地域分散型エネルギー社会を
- 平和な国際社会の実現を

連絡先

岸まきこ後援会

組織内討議資料

■自治労は「岸まきこ後援会」の自治労支部として加入申込書を取りまとめています。

東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 611 号室 TEL 03-6550-0611 FAX 03-6551-0611

岸まきこ公式サイト
kishimakiko.com/

岸まきこ 検索



岸まきこ 後援会 加入申込書

「岸まきこ」を応援します！

[自治労組合員用]

フリガナ
お名前

年齢

歳

〒

ご住所

お電話番号 () -

E-mail

@

単組・支部名（お勤め先）

郵送でのレターを希望しない / E-mailでのレターを希望しない

※会費はかかりません。

このカードに記載の情報は「岸まきこ」の政治活動以外の目的には使用しません。

キトリ ✂

参議院議員 岸まきこ プロフィール

P R O F I L E

● 略歴

- 1976年 北海道岩見沢市（旧栗沢町）生まれ
- 1994年 北海道岩見沢緑陵高等学校商業科卒業後
旧栗沢町役場入職（現岩見沢市）庶務係、
議会事務局、振興課企画・合併対策担当
- 2004年 自治労北海道空知地方本部 女性部長
- 2006年 市町村合併により岩見沢市庶務課統計係
- 2007年 自治労北海道空知地方本部 書記次長
- 2008年 同 書記長
- 2010年 同 副執行委員長
- 2011年 岩見沢市企画財政部財政課管財係
自治労北海道空知地方本部 書記長
連合北海道空知地域協議会 副会長
- 2013年 自治労中央本部 法対労安局長
- 2015年 同 組織対策局長
- 2017年 自治労特別中央執行委員（組織対策担当）
- 2019年 第25回参議院議員選挙で初当選
- 2023年（10月現在）参議院総務委員会、決算委員会、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会（筆頭理事）に所属。自治労組織内議員として、日々奮闘中。

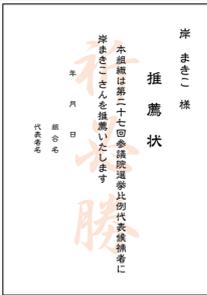
● 党の役職等

2023年10月現在

立憲民主党北海道ブロック常任幹事、政務調査会副会長、参議院幹事長代理、選挙対策委員会副委員長、総務部門会議事務局長、公務員制度改革PT事務局長、外国人受け入れ制度及び多文化共生社会の在り方に関する検討PT事務局長、災害・緊急事態局副局長 等



「岸まきこ」 広報宣伝物 カタログと追加注文票

基本広報物			
1. 推薦状	2. ポスター（自治労用） （A 2判）	3. ポスター（一般用） （A 2判）	4. ポスター（自治労用） （A 3判）
			
5. ポスター（一般用） （A 3判）	6. ポスター（旧版） （A 2判）	7. 岸まきこビラ （プロフ版）（A 4判）	8. 岸まきこビラ （ストーリー版）（A 4判）
			
9. プレアカード （W55×H91）	10. 岸まきこ・鬼木まこと 国会レポート2023年8月（A 4判）	11. 「岸まきこ」だより （2023年7月号）（A 4判）	12. 「岸まきこ」だより （2023年9月号）（A 4判）
			
13. 「岸まきこ」だより （2023年12月号）（A 4判）	14. 2023年改訂版だれでもわかる 政治活動Q&A（A 5判・130頁）		
			

「岸まきこ」広報資材の申し込み(基本広報物)

○県本部・単組 _____ 担当者 _____

○送り先住所(県本部・単組の場合は不要) TEL. _____

○納付期間(○月○日必着) _____

No.	基本広報物	配布・公開時期	部数
1	推薦状	2023年9月	
2	ポスター(自治労用)(A2判)	2023年10月	
3	ポスター(一般用)(A2判)	2023年10月	
4	ポスター(自治労用)(A3判)	2023年10月	
5	ポスター(一般用)(A3判)	2023年10月	
6	ポスター(旧版)(A2判)	2023年1月	
7	岸まきこピラ(プロフ版)(A4判)	2023年11月	
8	岸まきこピラ(ストーリー版)(A4判)	2023年11月	
9	ブレアカード(W55×H91)	2023年11月	
10	岸まきこ・鬼木まこと国会レポート2023年8月(A4判)	2023年8月	
11	「岸まきこ」だより(2023年7月号)(A4判)	2023年7月	
12	「岸まきこ」だより(2023年9月号)(A4判)	2023年9月	
13	「岸まきこ」だより(2023年12月号)(A4判)	2023年12月	
14	2023年改訂版だれでもわかる政治活動Q&A(A5判130頁)	2022年11月	

岸田政権による減税政策についての考え方

1. 政府が11月2日に閣議決定した総合経済対策には、物価高対策として所得税と住民税の減税、低所得世帯への給付が盛り込まれている。具体的には、納税者および配偶者を含む扶養家族一人につき所得税を3万円、住民税を1万円減税し、住民税の非課税世帯には1世帯につき7万円を給付するというものである。岸田首相はこれを、2021年度と2022年度の2年間で所得税・住民税収入が3.5兆円増加した分の「還元」と位置付けている。
2. 本来、税制には社会保障や質の高い公共サービスをはじめ、住民生活を支える政策を実施するための財政基盤を確保する役割が求められ、公平・公正な社会づくりにむけた所得再分配という重要な機能をあわせ持つ。物価高に苦しむ国民のためというのであれば、次年度の税制をもってあたるより、速やかなインフレ対策を講じるべきである。「税収が増えたから返す」という発想は、政府の無策ぶりを露呈するものに他ならず、国民から税を徴収する者としてあまりにも無自覚で無責任である。
3. 減税政策の効果にも疑問符がつく。過去にも橋本政権による特別減税(1998年)、小渕政権による定率減税(1999年)などが実施されてきたが、当時の世論的にも響かず、むしろ貯蓄志向が強い日本では減税の効果が出にくいとの受け止めが大勢を占める結果となった。今回の減税政策についても、民間系シンクタンクの試算では、所得税減税によるGDP引き上げ効果が0.19%であるのに対し、国土強靱化などによる効果は0.59%と見込まれている。これは減税よりも公共事業の方が、マクロ経済的な効果が直接的に表れるとの指摘に他ならない。減税の実施時期も2024年6月と遅きに失するうえ、世帯間の不公平感や制度の隙間にある人への対応など課題があり、生活困窮者への迅速かつ適切な支援になるとは言い難い。
4. そもそも岸田首相が「還元する」としている過年度の増収分は、単年度収支である会計上、残されているはずもない。そのうえ、今回の減税政策の経費を国債により調達するのであれば、未来の市民に負担させて現在の市民に還元することとなり、世代間で著しい不均衡が生じる。この間、税収をはるかに上回る歳出拡大を続け、1000兆円を超える国債残高を抱えてきたとの自覚にも欠けるのではないか。
5. また、住民税は地方自治体の基幹税であり、所得税は地方固有の財源である地方交付税の原資である。これら地方の財源を利用した減税政策は、自治体はその役割と責任を果たすために必要な「歳入の自治」に逆行する。今後ますます増大する地方の財政需要に対応し、住民が安心して生活できる地域のセーフティネットを確立するには、確固たる財源の確保が必要である。今減税政策は、政権支持率が低迷する中でイメージ修復をねらった窮余の一策に過ぎず、少子・高齢化や地域活性化、財政健全化など日本の将来を展望した責任ある財政政策こそが求められている。

2023 年度補正予算の成立に関する談話

1. 11月30日、参議院本会議において採決が行われ、与党および一部野党の賛成により、2023年度補正予算が成立した。その内容は物価高対策（2.5兆円）、所得の向上と地方の成長実現（1.3兆円）、国内投資の拡大（3.4兆円）、DX等による社会変革対応（1.3兆円）、防災・減災・国土強靱化等（4.3兆円）などからなり、約13.1兆円の追加歳出となる。これにより、政府与党が打ち出している「総合経済対策」の財政的な裏付けもされたこととなり、定額減税による「還元策」を含めると補正予算の規模はおよそ17兆円程度となる。

2. 年末の補正予算編成はここ数十年を見ても慣例化しているが、今年度の補正については、コロナ禍に30兆円を超えるまでに膨らんできた補正規模を「平時」に戻すといった観点からも注目されていた。コロナ禍前となる2019年度までの5年間では概ね1.7～3.6兆円規模で推移しており、リーマン・ショックや東日本大震災への対応においても10兆円程度だったことを踏まえれば、13兆円超となった今回の補正も、日本の財政状況からすれば極めて大きな歳出と言える。

3. また前年の2022年度2次補正と比べると、物価高騰・賃上げ、円安を活かした経済の強靱化、人や成長分野への投資、防災・減災・国土強靱化など、内容は大きく変わらない。本来、補正予算には緊急性や想定外の事態への対応という性格が求められるべきだが、前例踏襲的な傾向が強いととも、そもそも当初予算の編成時において予見すべき内容も含まれている。当初予算をより厳格に見積もるとともに、常態化した補正予算のあり方を見直さない限り、規律的な財政運営など期待することもできない。

4. 歳出内容については、物価高対策など緊急性を要するもの、また介護職員等処遇改善や病床確保等にむけた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など一層充実すべきもの、自治体情報システム標準化の進捗を促すものなど、納得性の高い項目もある。地方交付税交付金においては7,820億円が計上され、この経費は会計年度任用職員の賃金改善となる給与月額遡及原資にも充当されることが認められており、一定の評価に値する。

5. しかし、毎年のように補正されている自衛隊関連の歳出について、8,080億円と過去最大の予算が計上されており、半導体関連施策として基金の活用も含め2兆円が計上されているが、補正予算により基金を積み増すことは果たして緊急性のある歳出と言えるのか。これらの課題についても、本来国会において徹底的な議論を尽くすべきだったのではないのか。今回の補正予算が「足らず」を埋めるものなのか、次年度予算を導くための布石なのか、その性格も明確でなく、こうした背景から立憲民主党がより多くの審議時間を求めたのに対し、野党側

の足並みは揃わず、十分な審議も尽くされずに成立に至ったことは、極めて遺憾である。

6. 今補正予算の成立により、次年度の税制改革に基づく定額減税も実施が確定的となった。この減税政策についても疑問符を付けざるを得ない。岸田首相の発言も二転三転しているが、「税収が増えたから返す」という発想は、政府の無策ぶりを露呈するものに他ならない。政府には税制を通じて集めた財源を用い、公正・公平な再分配を行う役割が求められている。これは政策を通じてなされるものであり、物価高に対応するならば、速やかなインフレ対策を講じるべきである。貯蓄志向が強いといわれる日本において、減税政策があまり有効に機能しなかった例は、過去の政権の施策からも明らかである。しかも、今回の補正予算 13.1 兆円のうち、8.9 兆円は公債により調達される。未来に負担を先送りにし、現在の市民にのみ「還元」することは、世代間の著しい不均衡にもつながる。

7. また、減税の手法にも問題がある。所得税について 4 万円、住民税について 1 万円とされているが、住民税は地方自治体の基幹税であり、所得税は地方固有の財源である地方交付税の原資である。これら地方の財源を利用した減税政策は、自治体はその役割と責任を果たすために必要な「歳入の自治」に逆行する。今後さらに増大する地方の財政需要に対応し、住民が安心して生活できる地域のセーフティネットを確立するには、確固たる財源の確保が必要である。

8. なお、補正予算成立後、国民民主党の求めに応じ、政府与党間においてガソリン税を引き下げる「トリガー条項」の発動が検討されることとなっている。しかし、ガソリン税のうち、地方揮発油税と軽油引取税は地方財源であり、仮にトリガー条項が発動されれば、地方税収は年 5,000 億円以上が減じると見込まれる。これは一般財源に充てられているため、その影響は自治体運営全般に対して生じる。国の責任において十分な補填がされるかといった地方における懸念について、あえてここに示しておきたい。

9. いずれにせよ、今補正予算および減税政策は、政権支持率が低迷する中でイメージ修復をねらった窮余の一策に過ぎない。自治労としては、少子・高齢化や地域活性化、財政健全化など日本の将来を展望した責任ある財政政策の実行を求めていく。

2023 年 11 月 30 日
全日本自治団体労働組合
書記長 伊藤 功

自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる問題に関する自治労見解

1. 12月19日、東京地検特捜部は、自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる問題で、自民党安倍派と二階派の事務所に、家宅捜索に入った。報道によれば、安倍派は政治資金収支報告書に記載のないキックバック（還流）の総額が、直近5年間で5億円にのぼると言われ、二階派はキックバックについては派閥側と議員側、双方の政治資金収支報告書に記載があるものの、直近5年間でノルマを超えた収入1億円あまりを記載していなかったとみられる。
2. 万が一、多額のパーティー券収入に関する不記載が故意に、あるいは組織的に「裏金づくり」として行われたということになれば、所得税法や政治資金規正法などにも抵触する脱法行為であり、政治資金収支公開制度の趣旨に反することはもちろん、民主主義の根幹を揺るがす重大な問題だと言わざるをえず、自治労として強く抗議する。
3. 去る14日には、東京都江東区長選挙の有料ネット広告をめぐる公職選挙法違反容疑で、自民党を離党した柿沢未途衆議院議員の議員会館の事務所や自宅に東京地検特捜部が家宅捜索に入るなど、旧態依然とした「政治とカネ」の問題が立て続けに明らかになった。長きにわたる自民党・一強政治による緩み、驕りが生み出したものとも言える状況にあり、国民の政治に対する不信を助長している。
4. 国民が物価高で苦しんでいるなか、岸田政権は防衛増税を企図している。この間、松野前官房長官や自民党の役員を務める安倍派幹部らが軒並み裏金を肥やしていた疑惑が明るみになり、他派閥にも広がる様相は底なし状態だ。国民の気持ちを逆なでするような金銭感覚で、法をつくる国会議員が法を犯した疑いを向けられているにもかかわらず、捜査を言い訳に説明を拒むのは言語道断と言わざるを得ない。
5. 相次ぐ「政治とカネ」の問題で自民党が初めて政権を失い、小選挙区比例代表制導入を伴う「政治改革」を行った1993年から30年が経過した。政治への信頼失墜は、この30年で最も深刻だ。国会は事実解明と、議員の刑事責任を厳しく問う「政治改革」に取り組む必要がある。また、自民党の「裏金づくり」は全国の自治体議員においても同様に行われているのではないかとの報道もあり、事実だとすれば事態は深刻さを増すことから、引き続き注視していく必要がある。自治労は、地域の民主主義を今一度、確立するとともに、緊張感ある政治状況をつくり出し、真に国民、働く者に寄り添う政治へと転換していくため、野党第一党である立憲民主党を中心とした「中道・リベラル」勢力を拡大していくことを求め、取り組みを進める。

2023年12月19日
全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

労働協約の地域的拡張適用に関する福岡県知事決定についての談話

1. 福岡市時間給制水道検針員における労働協約の地域的拡張適用の意義

1月5日福岡県知事は、福岡市の時間給制水道検針員について、労働協約の地域的拡張適用を決定した。この間の自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンと自治労福岡県本部の奮闘に心から敬意を表したい。

この決定は、自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンが、福岡県知事に福岡市全域における時間給制水道検針員の賃金と有給の裁判員休暇、社会保険と労働保険に関する権利を最低基準として定めた労働協約の地域的拡張適用の申立てを認めたものである。

「労働協約の地域的拡張適用」は、申立てのあった労働協約に定める労働条件を、当該地域における公正労働条件とみなして、協約当事者である労使以外の労使にも適用することで、労働条件の切下げ競争を防止し、労働条件の維持改善を図るとともに、労働者間、使用者間の公正競争を確保しようとすることを目的としている。

福岡市の水道検針業務は3つのブロックに分けて委託されている。このうち西部ブロックでは、2019年に受託企業が変わり、時間給制水道検針員の歩合給が約3割切り下げられた。今回の労働協約の地域的拡張適用によって、西部ブロックでの賃金が、時間給制水道検針員によっては月額2万円程度の賃金引上げが見込まれるなど、大幅に改善されることは大きな成果である。

2. 事例

労働協約の地域的拡張適用の申立ては、労働組合法が成立した1947年から通算で30件、このうち適用事例は本件を含めて12件（連合発足後では4件）である。今回の決定にある賃金の最低基準については、1958（昭和33）年の滋賀県知事決定以来65年ぶり、1959（昭和34）年最低賃金法施行以降では初めてのこととなった。

また公共サービス労働者を対象とした申立て、パート・有期雇用労働者を対象とした申立て、そして労働保険・社会保険給付のための措置を求めた申立てとしても初の決定である。

3. 地域公共サービス労働者における労働協約の地域的拡張適用を広げよう

自治労は、労働協約の地域的拡張適用により、地域における公正な労働条件の基盤を整え、競争入札制度や指定管理者制度によって行き過ぎた経費削減が賃金労働条件の切り下げを生み出している負の側面を食い止める効果があると確信する。

労使関係によって条件設定が可能である労働協約の地域的拡張適用は、業種や職種に着目し、ダンピングを防ぎ公正な労働条件を実現する新たな運動の地平を切り開くことができる。

自治労は、地域の公正な労働条件を地域公共サービスにたずさわる多くの仲間波及させるべく、労働組合の仲間を増やし、労働協約の地域的拡張適用を広げる運動に取り組む。

2024年1月5日
全日本自治団体労働組合
書記長 伊藤 功

2024 年度政府予算案・地方財政対策に関する談話

1. 政府は2023年12月22日、2024年度政府予算案を閣議決定し、一般会計の歳出総額は112兆717億円と2年連続で110兆円を超える大規模な予算編成となった。前年の歳出総額約114兆円より2兆3,000億円程度減少しているが、これは5兆円あった予備費を1兆円に減額したことによるところが大きく、予備費を除けば、本来の予算自体は膨らんでいることになる。政府はこの間、「歳出構造を平時に戻す」との立場をとってきたが、コロナ禍以前の当初予算が100兆円を下回る水準にあったことと比べれば、財政健全化に本腰を入れているとは言い難い。
2. 歳入における公債依存度は30%を超えており、2025年度とされるプライマリーバランスの黒字化目標には遠く及ばない。また「金利のある世界」に戻り、利払い費の想定金利が1.1%から1.9%に引き上げられたことなどにより、歳出における国債費は27兆90億円と過去最高になっている。これは歳出全体のほぼ4分の1が借金の返済にあてられていることを示しており、今後、日本の財政がより硬直化していくことも危惧される。こども・子育て支援など新たな政策、また新たな有事的対応を余儀なくされた場合など、補正予算の編成も含め、時々の財政需要に柔軟に 대응えられるのか、そのための強固な財務体質を整える責任が政府には問われる。
3. こども・子育て支援に関しては、2028年度までの3.6兆円分の施策充実と財源確保の枠組みを盛り込んでいる。これに伴い、その財源について社会保険制度を通じて拠出する「支援金制度」を創設するとしているが、給付の可能性なく負担のみ生じる層が想定されること自体、保険制度として馴染むのか大いに疑問が残る。見た目の増税感、負担感の軽減を意図するものと映るが、現役世代の負担であることには変わらず、公正な配分となり得ていない。しかも2024年度における財源不足分0.2兆円については「こども・子育て支援特例公債」を発行するとしている。今後、政府予算の硬直化も想定される中、同制度を発足したことで、結果的にこども・子育てに関する財源不足額は国債に頼ればよいという、負担の先送りを招くこととならないか懸念が残る。一方で防衛費は、2023年度が対前年当初1.1兆円増、2022年度が対前年当初1.4兆円増と、この2年間、極めて堅調に増額されている。安心・安全の市民生活にむけて、一体何を優先すべきなのか、税と社会保険料の役割分担も含め、徹底的な予算の組み替えが求められる。
4. 一方で、「物価に負けない賃上げ」の実現に向けた措置として、医療・介護・障害福祉サービス、保育士、教職員など公的部門を含め、幅広く予算対応している点については評価できる。本来、賃上げは使用者側と労働者側、双方

の交渉に基づき改善がはかられるべきであるが、近年は結果として長期に渡り労働者の賃金が低く抑えられてきた。こうした現実を転換させる一つのきっかけにはなり得る。これらの措置が正規・非正規を問わず、公共サービス分野における実際の処遇改善に結び付くのか、自治労としても、その効果検証、実態把握に取り組まなくてはならない。

5. 2024年度地方財政対策については、社会保障関係費や防衛費の急激な伸び等による影響も危惧されたが、一般財源総額が約62.7兆円（前年比0.6兆円増）と前年度を上回る水準が確保されている。地方税の歳入減も見込まれるなかで、地方交付税総額は18.7兆円と対前年比0.3兆円増、臨時財政対策債の発行も0.5兆円と対前年比のほぼ半分に抑制するなど、地方財政の健全化にも配慮されている。依然として財源不足が生じていることについては、引き続き、地方交付税の法定率引き上げなどによる抜本的な対応を求めるが、全体として地方の要望に応えるものとして評価する。

6. なお、定額減税による地方での減収について、個人住民税分は全額国費により補填されたものの、所得税減税による地方交付税の減収について、直接的な補填はされなかった。地方交付税の総額自体がプラスとなっていることから、その影響は限定的であったともいえるが、実際にしわ寄せはなかったのか。そもそも地方交付税は地方固有の財源であることから、国の減税施策によって損なわれることがあってはならない。定額減税が実施される際は、地方における影響や混乱が生じないように、特段の配慮を求める。

7. 今回、社会的な賃上げ基調に対応し、地方公務員の給与改定分として0.3兆円、会計年度任用職員の勤勉手当支給分として0.2兆円が確保されている。

また、2024年度の地方財政収支見通しによると、地方公務員の給与関係経費は2兆円を超え、1.6%増加している。とくに、給与関係経費上の地方公務員数は233.2万人と前年より1.4万人の増員が見込まれており、これらをもって十分とまでは言い難いが、各自治体における会計年度任用職員の処遇改善また人員確保闘争の活性化に結び付く内容となっている。引き続き、自治労における主体的な取り組みの強化が問われることとなる。

なお、定年延長の制度完成にむけ、並行して行われる新規採用にも配慮した財源や社会的にも重視されている継続的な賃上げ基調を踏まえた財源確保が今後も必要となることを、あわせて指摘しておきたい。

8. とくに、こども・子育て政策にかかり、地方単独事業に対して1,000億円増額したことは高く評価する。この間、一般行政経費においては国の事業に対応する補助分を手厚くし、地方単独分における伸びは抑制的に措置されてきた。しかし、こども・子育て政策における、地域の実情に対応した事業のあり方を認め、普通交付税の費目に「こども・子育て費（仮称）」を創設したこと、

また新たに導入される「こども・子育て支援事業債（仮称）」についても地方における事業実施にむけた大きな弾みとなることを期待する。なお、実際の普通交付税算定方法などについては、引き続き注視する必要がある。

9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通をめぐり、コロナ禍を踏まえての交通事業債（経営改善推進事業）を創設したことは、自治体の求めてきた継続的な経営支援策として評価できる。引き続き、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に地域交通政策に関する項目を位置付けることを求めていく。
10. 地方創生推進費についても1兆円が確保されている。これにより旧まち・ひと・しごと創生事業費分は当面維持されることとなるが、地方創生推進費を含めた地方一般財源総額はすでに自治体にとって標準的な規模となっていることから、今後も恒常的な確保を求める。なお、その一部において採用されている行革努力分による算定指標も継続されることとなるが、これは標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨から逸脱するものである。また、マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定方法に組み入れる措置も継続されているが、こうした政策誘導は慎むよう求める。
11. 2024年度地方一般財源総額は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太方針2022）における、2021年度地方一般財源総額との同水準ルールに基づき確保されているが、2024年度はその最終年度にあたる。今後はインフレの動向にも注視しつつ、安定的かつ地方の財政需要を踏まえた、より積極的な地方財政の確立にむけて、協力国会議員団、立憲民主党をはじめとする協力政党、地方6団体など広範な連携をめざしながら、引き続き、取り組みを進める。

2024年1月5日
全日本自治団体労働組合
書記長 伊藤 功

辺野古新基地建設のための大浦湾岸海域における工事着手に対する書記長談話

本日、沖縄防衛局は、名護市辺野古の新基地建設にむけ、大浦湾岸海域において護岸造成のための海上ヤード設置などの工事に着手した。私たちはこの間、辺野古新基地建設に反対する県民とともに、工事の承認をせず、国に対して工事の中止と解決にむけて対話を求め続ける沖縄県・玉城デニー知事の姿勢を支持してきた。今回、これまでの前例にない国の代執行による工事が強行されたことは、沖縄県との対話を蔑ろにし、県民の民意、さらには地方自治を無視するものであり、到底許されるものではない。

そもそも、辺野古に基地を建設することに問題がある。普天間から辺野古に基地機能が移転されることにより、名護市に新たな負担や基地の危険性が生じることとなる。さらに基地建設作業が開始されて以降、基地建設予定地である大浦湾の海底は「マヨネーズ並み」と形容されるほど世界でも稀な軟弱地盤が発覚している。海面から90mにも及ぶ地盤に7万本以上の杭を打ち込むというとても非現実的で危険な計画であり、希少なサンゴ類や多様な海洋生物が生息する豊かな自然が残る環境さえも破壊することとなる。

2021年に玉城デニー知事は、沖縄防衛局が提出した軟弱地盤が明らかになったことによる工事計画の変更承認申請の内容について、公有水面埋立法に基づき、「埋立の必要性」や「国土利用上の合理性」が認められないこと、国が軟弱地盤への技術的調査を十分に実施しておらず環境保全や災害防止の要件も満たしていないことなどを踏まえ、不承認とする処分を下した。この判断に対し、国土交通大臣が不承認を取り消し、玉城知事に対して地方自治法に基づく設計変更申請の承認を勧告した。これに対し沖縄県は国土交通大臣への取消訴訟等を行うが、裁判所はいずれも棄却するとともに、続く代執行訴訟でも国を追認する姿勢を崩さなかった。そして2023年12月28日、国土交通大臣は、地方自治法245条の8第8項に基づき、沖縄県知事に代わって埋立変更承認の代執行を行った。

国と自治体は「対等・協力の関係」であり、地方自治は憲法で保障されている。だからこそ地方自治法では代執行の要件を厳しく定めている。そうした考えに基づき、これまで沖縄県は対話による解決の手法を求めてきた。これに対して異例の代執行を行いながら一方的で強権的に基地建設を進めようとする国と、公有水面埋立法などの法的審理・判断を行わず国の主張を追認し「県が求める対話による解決は代替策に当たらない」とする司法の態度は、地方自治の本旨を無視し、地方分権改革以前の国と地方は「上下・主従の関係」という思考に逆戻りさせるものである。そしてその結果、さらに沖縄県に基地が拡大・強化され、県民の負担を強いることにつながる。私たち自治労は、多くの自治体労働者を組織する労働組合であるからこそ、地方自治を否定し、住民を危険にさらすような行為を看過することはできない。

2023年11月にはアメリカ空軍の輸送機「オスプレイ」が屋久島沖に墜落する事故が発生した。また、台湾有事が煽り立てられ、沖縄など南西諸島で軍事の増強が進められている。さらに、岸田首相は憲法改正について「自分の総裁任期中に改正を実現したい」「条文案の具体化を進めたい」と述べるなど、改憲にむけた意欲をより強く打ち出している。地域の安心・安全を蔑ろにし、さらに戦争ができる国へと突き進むことを許してはいけない。私たちは、軍事拡大を許さず、地方自治をより進めるための闘いをさらに強化していく。

2024年1月10日
全日本自治団体労働組合
書記長 伊藤 功

2024 年度介護報酬改定に関する談話

1. 厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会は1月22日、2024年度の介護報酬改定に関する武見厚生労働大臣からの諮問に対し、答申を行った。超高齢社会を見据えた、認知や看取りへの対応、医療との連携強化は評価できる。また、深刻な人材不足に対応するため介護職員らの処遇改善に重点的に配分した点についても、不十分ながら一定評価できる。しかし、介護の質の確保するうえで現場への影響が懸念される特定施設の人員配置基準などの緩和は問題であり、また、大半のサービスの基本報酬が引き上げとなる中、訪問介護の基本報酬が引き下げとなったことは極めて遺憾である。
2. 今回の改定では改定率プラス1.59%のうち、0.98%が介護職員の処遇改善分に重点配分された。国は処遇改善加算による賃上げ効果などで2024年度に2.5%、2025年度に2%の賃上げをめざすとしているが、2024年春闘で連合はベア3%を含む5%以上の賃上げを掲げており、介護職と全産業平均の7万円近い賃金格差はさらに広がりかねない。国は改定による賃上げ実施の実態を調査し、改善が必要な場合には速やかに策を講じるとともに、賃金格差等を踏まえた、さらなる処遇改善にむけ施策を実行すべきである。
3. 在宅介護を支える訪問介護は、「地域包括ケアシステム」の要である。介護職の中でもとくに深刻なホームヘルパー不足に対し、訪問介護の基本報酬の引き下げ分は、処遇改善加算の訪問介護の加算率を大幅に引き上げ、ヘルパーの賃上げなどで対応しているが、基本報酬の引き下げは、担い手不足を加速させるだけではなく、訪問介護事業所の経営を圧迫し、事業の休止・撤退に繋がりがねず、地方を中心とした訪問介護の崩壊がおおいに懸念される。国においては、適宜実態を把握・検証し、次期改定を待たずして必要な改善を行うべきである。
4. 団塊の世代が75歳以上になる2025年度に約32万人の介護職員の不足が見込まれる中、2022年には、離職率が入職率を初めて上回った。「保険あってサービスなし」という状況があってはならない。自治労は、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい尊厳ある暮らしを誰もが続けられる社会をめざし、必要な介護サービスが将来にわたって安定的に利用できる介護保険制度とサービス提供体制の確立、人材確保のための処遇改善の実現にむけ取り組みを進めていく。

2024年1月26日
全日本自治団体労働組合
書記長 伊藤 功

2024年度 自治労出身地方連合会 役員名簿

2024/2/5現在

	県本部名	名前	地方連合会役職	専従	県本部役職
1	北海道	佐藤 環樹	副会長		委員長
2		和田 英浩	事務局長	○	特別執行委員
3		永田 重人	総合政策局長	○	特別執行委員
4		河原崎 育子	執行委員		女性部長
5		長山 翔汰	執行委員		青年部長
6		吉田 賢一	石狩地協事務局長	○	
7		山口 裕一	石狩地協副事務局長	○	
8		長谷川 義樹	渡島地協事務局長	○	
9		萩尾 竜司	空知地協事務局長	○	
10		武田 研二	網走地協事務局長	○	
11	青森	佐藤 英司	副会長		委員長
12		根上 要	執行委員		女性部長
13		工藤 公嗣	副事務局長	○	中央常任指導員
14	岩手	伊藤 裕一	副会長		委員長
15		今野 善文	副事務局長	○	特別執行委員
16		日蔭 丈朗	執行委員		書記次長
17	宮城	北館 和彦	副会長		副委員長
18		岸 善則	副事務局長		特別執行委員
19		伊藤 秀樹	仙北地協事務局長	○	特別執行委員
20	秋田	小川 純	副会長		委員長
21	山形	船山 整	会長	○	特別執行委員
22		渡部 貴之	副会長		委員長
23		齋藤 富士雄	執行委員		書記長
24	福島	澤田 精一	会長	○	特別執行委員
25		澤村 英行	副会長		委員長
26		前田 伸吾	副事務局長／地協事務局長	○	中央執行委員
27	新潟	登坂 崇規	副会長		委員長
28		横澤 勝之	執行委員	○	
29		伊藤 桂一	執行委員		書記長
30	群馬	佐藤 英夫	会長	○	特別中央執行委員
31		中林 真啓	副事務局長	○	中央執行委員
32		飯島 潤治	執行委員		書記長
33	栃木	石塚 利雄	会長代行		委員長
34		沼子 直美	副事務局長	○	特別執行委員
35		赤松 功紀	執行委員		書記長
36		前田 美佳	執行委員		
37	茨城	千歳 益彦	副会長		委員長
38		生井澤 律子	副事務局長	○	書記長
39	埼玉	前原 朝子	副会長		委員長
40		堀越 弘宣	執行委員		書記長
41	東京	松村 誠治	副会長		委員長
42		佐々木 珠	副事務局長	○	特別中央執行委員
43		笹川 勝宏	執行委員		書記長
44		柳川 幹司	三多摩ブロック地域・組織アドバイザー	○	

	県本部名	名前	地方連合会役職	専従	県本部役職
45	千葉	伊藤 成司	副会長		委員長
46		田嶋 邦夫	副事務局長	○	特別執行委員
47		渡邊 久展	執行委員		書記次長
48	神奈川	蓼沼 宏幸	会長代行		委員長
49		阿部 嘉弘	事務局長	○	特別中央執行委員
50		萩原 周子	副事務局長	○	特別中央執行委員
51		中野 雅臣	執行委員		書記長
52		藤田 洋二	湘南地域連合事務局長		特別中央執行委員
53	山梨	白倉 和也	副会長		委員長
54		松木 友幸	執行委員		副委員長
55	長野	西澤 忠司	副会長		委員長
56		小日向 茂	副事務局長	○	特別執行委員
57		湯本 憲正	執行委員		副委員長
58	富山	鴨野 浩一	副会長		委員長
59		阿閉 智	執行委員		
60	石川	宮鍋 正志	副会長		委員長
61		村上 睦	副事務局長	○	特別中央執行委員
62	福井	大嶋 智	副会長		委員長
63		橋岡 克典	事務局長	○	副執行委員長
64		田邊 猛人	執行委員		副委員長
65		中澤 健太	嶺南地協事務局長	○	
66	静岡	福井 淳	副会長		委員長
67		神原 光	執行委員		書記長
68	愛知	伊藤 裕彰	副会長		委員長
69		坂田 有紀	副事務局長/財政局長	○	副委員長
70		鈴木 武夫	執行委員		副委員長
71		杉浦 敦子	執行委員		
72	岐阜	子安 英俊	副会長		委員長
73		館 克典	執行委員		副委員長
74		山田 和伸	執行委員		書記長
75	三重	原田 貴文	副会長		委員長
76		藤田 和彦	事務局長	○	特別中央執行委員
77		石原 知枝	執行委員		
78	滋賀	佐賀 春樹	副会長		委員長
79		工藤 博司	執行委員		書記長
80	京都	岡本 哲也	副会長		委員長
81		下村 幸児	副事務局長	○	
82		増永 浩子	執行委員		副委員長
83		川戸 英美	執行委員		書記長
84		谷口 富士夫	乙訓地協事務局長	○	
85	奈良	桐木 正明	副会長		委員長
86		杉田 勝哉	副事務局長		書記長
87		吉村 聖子	副事務局長		副委員長
88		山根 惇	副事務局長	○	特別執行委員
89		須貝 縦	執行委員		書記次長
90		宮本 幸代	執行委員		
91		北浦 竜二	執行委員		執行委員
92		藤本 恵多	オルガナイザー	○	

	県本部名	名前	地方連合会役職	専従	県本部役職
93	和歌山	加藤 康夫	会長代行		委員長
94		佐々木洋輔	副事務局長	○	特別執行委員
95		日吉 邦彦	執行委員		書記長
96	大阪	中野 勝利	副会長		委員長
97		黒田 悦治	副事務局長	○	特別執行委員
98		國眼 恵三	執行委員		書記長
99		竹田 聖子	執行委員		
100		徳野 尚	大阪市地協事務局長	○	特別執行委員
101		藤原 一也	南大阪地協事務局長	○	特別執行委員
102	兵庫	山下 忠之	副会長		委員長
103		西田 浩樹	副事務局長	○	特別執行委員
104		青木 久美子	執行委員		副委員長
105		尾西 亮太郎	執行委員		書記長
106	岡山	富田 章史	副会長		委員長
107		柴田 真弘	執行委員		書記長
108		大島 康治	副事務局長	○	特別執行委員
109	広島	藤井 則正	事務局長	○	特別執行委員
110		宗像 勇	南部地協事務局長	○	特別執行委員
111		地村 高明	副会長		委員長代行
112		後藤 理香	副会長		副委員長
113		五反田 桃子	執行委員		中央執行委員
114	鳥取	山口 一樹	会長	○	特別執行委員
115		松本 善樹	副事務局長	○	特別執行委員
116		藤縄 和彦	副事務局長	○	特別執行委員
117		三浦 敏樹	執行委員		委員長
118		伊東 利恵	執行委員		副委員長
119	島根	成相 善朗	会長	○	特別執行委員
120		須田 晋次	副会長		委員長
121	山口	森本 正宏	副会長		委員長
122		豊村 雄二	副事務局長	○	特別執行委員
123	香川	大熊 正樹	会長代行		委員長
124		片山 隆司	副事務局長	○	書記次長
125		豊田 雅人	執行委員		副委員長
126		佐々木 牧	執行委員		
127	徳島	中川 孝文	会長代行		委員長
128		多田 要	副会長		
129		南 礼子	副事務局長		臨時執行委員
130	愛媛	中塚 広之	副会長		委員長
131		森口 貴之	執行委員		
132	高知	中平 正幸	会長代行		委員長
133		山崎 幹生	執行委員		書記長
134		永野 真美	執行委員		執行委員
135		宮本 博行	西地協事務局長	○	
136			藤田 桂三	会長	○
137	福岡	野田 和之	副会長		委員長
138		小陳 武志	副事務局長	○	特別執行委員
139		平田 貢一郎	福岡地協事務局長	○	特別執行委員
140		原田 登喜雄	京築・田川地協事務局長	○	特別執行委員

	県本部名	名前	地方連合会役職	専従	県本部役職
141	佐賀	新家 正浩	執行委員		書記長
142		永石 亀	副事務局長		特別執行委員
143		藤 千香子	会計監査		書記次長/財政局長
144	長崎	菊永 昌和	副会長		委員長
145		種村 和久	副事務局長	○	特別執行委員
146		中嶋 聖子	副事務局長	○	特別執行委員
147		村田 元輝	会計監査		書記次長
148	大分	溝口 慎一郎	副会長		委員長
149		鹿嶋 秀和	副事務局長	○	副委員長
150		藤島 勲	執行委員		書記長
151		高井 義男	東部地域協議会事務局長	○	
152		佐藤 修治	南部地域協議会事務局長	○	
153	宮崎	吉岡 英明	会長	○	特別執行委員
154		中原 広幸	副会長		委員長
155		山内 翔太	特別執行委員		執行委員
156		村田 和男	都北地協事務局長	○	
157	熊本	木村 光伸	副会長		委員長
158		徳富 幸平	副事務局長	○	
159		霜出 奈美	副事務局長	○	書記
160		乗富 あずさ	執行委員		執行委員
161	鹿児島	満永 正幸	会長代行		委員長
162		豊田 一彦	執行委員		書記長/総務財政局長
163		上蘭 哲也	副事務局長	○	
164	沖縄	仲宗根 哲	会長	○	
165		前底 伸幸	副会長		委員長
166		大嶺 克志	執行委員		書記長